



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	レイモン・アロンの民主主義思想（2）：全体主義批判と歴史哲学の交錯1930-40年
Author(s)	池寄, 航一; Ikezaki, Koichi
Citation	北大法学論集, 72(5), 241-280
Issue Date	2022-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/83978
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_72_5_06_Ikezaki.pdf



レイモン・アロンの民主主義思想（2）

—— 全体主義批判と歴史哲学の交錯1930-40年 ——

池 寄 航 一

目 次

- 序 章 見過ごされた問い——全体主義批判と歴史哲学が出会う場
- (1) 問題の所在
 - (2) 戦間期アロン思想と先行研究
 - (3) 本論文の構成
- 第1章 ユルム街のアロン 1924-28年——前史的考察
- (1) 哲学教育
 - (2) 政治への関心
- 第2章 フランスとドイツの狭間で 1930-33年
- 第1節 歴史哲学の発見——“Mon projet d'existence”
- (1) 二つに引き裂かれる精神
 - (2) 歴史への問い——マルクスからウェーバーへ
- 第2節 ワイマール共和国の断末魔——「ドイツの運命はヨーロッパの運命でもある」
- (1) 仏独和解の模索——平和主義・条約修正・軍縮
 - (2) 崩壊への序奏
 - (3) 政治と道徳——平和主義批判 (以上、第72巻4号)
- 第3章 全体主義の革命
- 第1節 ナチ体制の成立——「国民革命」の諸相
- 第2節 ナチズムの大衆的基盤——「右派の民衆革命」はいかにして起こりえたのか？
- 第3節 全体主義 vs. 民主主義
- (1) 全体主義エリートのシニシズム——「大衆への軽蔑」
 - (2) 「全体主義体制は真に革命的であり、民主主義体制は本質的に

保守的である」

（3）民主主義は生き残ることができるか？

第4章 現代の暴政——マキアヴェリズムの理論と実践

第1節 『暴政の時代』——エリー・アレヴィとの対話

（1）社会主義の矛盾

（2）現代の暴政の歴史的起源

（3）二種の暴政——共産主義とファシズム

第2節 大戦前夜の政治状況——「欺かれた者たちの時代」

（以上、本号）

第3節 マキアヴェリズム——歴史哲学から政治術へ

（1）マキアヴェリ

（2）パレート

第4節 全体主義とは何か——革命・暴政・マキアヴェリズム

第5章 『歴史哲学序説』の政治思想

第1節 『序説』における人間と歴史

第2節 理解と因果性——歴史的客観性の限界

第3節 歴史と政治の弁証法

終章 戦間期アロンの思想構造

第3章 全体主義の革命

第1節 ナチ体制の成立——「国民革命」の諸相

1933年1月30日、ヒンデンブルク大統領は、ヒトラーを首相に任命する。しかし、この歴史上の大事件は、決して必然ではなかった。その直前の政治状況を簡単に振り返ると、前年11月に行われた国会選挙で、ナチ党は200万余りの票を失っていた。議席数で見ても、第一党ではありながらも単独過半数には及ばず、国会の三分の一弱（584議席中196議席）を占めていたにすぎない。翌33年1月15日に行われたリッペ州議会選挙では、ナチ党は38%の票を得ることで第一党の座は確保したものの、これは、1932年7月の国会選挙の際にナチ党が同州でたたき出した41%という得票率を下回るものだった。

こうした得票率の低下に加えて、ナチ党内部では、ヒトラーと党組織局長グレゴール・シュトラッサーの競合が囁かれており、シュライヒャーはそれを利用してナチ党を分裂させようと画策していた。さらに当時のナチ党は、財政状

況の逼迫にも苦しめられていた。

それにも関わらず、ヒンデンブルクは、首相の座をヒトラーへと明け渡してしまった。パーペンら保守派の領袖たちは、ヒトラーを政権に招き入れることで、ナチ党の背後にある大衆的支持を味方につけようとしつつ、ヒトラーのまわりを身内で固めておけば、政治的実権は担保しようと高を括っていた。現に、成立したヒトラー内閣はナチ党の単独政権ではなく、伝統的保守政党たるドイツ国家人民党との連立政権だったのであり、主要閣僚ポストは非ナチ派が握っていた。さらに、前三代の政権と同様、ヒトラー内閣もまた国会に多数派を持たない大統領内閣であり、いざとなれば大統領大権を使うことによって、ヒトラーを失脚させる道が残っていると思われた。

しかし実際の歴史は、こうした予想を裏切るかたちで急速に進行していった。ヒトラー政権の発足からわずか半年のうちに、国家人民党を含むすべての政党は禁止・解散となり、ナチ党の一党独裁が確立される。議会制民主主義は崩れ去り、「授権法 Ermächtigungsgesetz」によって立法権を奪われることで、国会は形骸化していった。労働組合などの職能団体も解体の憂き目にあい、そののちに政府主導の組織へと組み入れられた（「ドイツ労働戦線」）。言論・集会・結社などの基本的人権もやはり、段階的に制限・剥奪されていく。

こうした権力集中の過程は、とくに1933年2月27日夜に起こった国会議事堂炎上事件を契機として一挙に進められたものであり、「画一化 Gleichschaltung」と呼ばれている。それを通じてヒトラーとナチ党はナチズムの体制化を進め、1933年7月には、「国民革命」の終結を宣言するにいたった。アロンが1933年9月の『ヨーロッパ』にナチ体制に関する最初の分析を書いたとき、その論説は「ドイツにおける国民革命」と題されていたが、これは明らかに、この革命終結宣言を受けて書かれたものであった¹。

アロンの見るところでは、ブリューニング内閣の崩壊以降、「ナショナリズムの流れ」はすでに避けがたいものとなっていたが、そこにはまだ、ナショナリストらとヒトラー主義者らとのあいだでの選択の余地が残されていた（第2章第2節（2）も参照²）。前者は大統領の権威とドイツ国防軍を我がものとし、

¹ Raymond Aron, "La révolution nationale en Allemagne"[1933], in *Croire en la démocratie: 1933-1944* (Paris: Pluriel, 2017), pp. 44-66.

² See also, Raymond Aron, "Lettre d'Allemagne. Réflexion de politique réaliste.

資本家からの支持を確実視していたのに対して、後者は大衆の熱情と信仰を背景とするものであった。

スポーツ競技場とヴィルヘルム街には、対立する二つの人々がいた。一方は、荒れ狂う大衆であり、他方は、旧秩序の代表者たちだった。決定的な出来事は、スポーツ競技場にいた演説家が、ヴィルヘルム街へと呼び出されたときに起こった。1月31日の夜、喜びに沸くヒトラー主義者らは、彼らの指導者の前を、動かぬ過去の幻影——彼らはいつ最近まで古きドイツを体現してきた人々であり、今しがた未来のドイツへと道を明け渡したのだった——の前を行進した³。

すでに見たように、1933年初めの段階では、ヒトラーによる政権掌握は必然ではなかった。それが起こりえたのは、「旧秩序の代表者たち」が、自ら権力の座をヒトラーに明け渡したからにはほかならない。とくにアロンは、パーベンが演じた役割を重く見ており、彼がドイツの歴史を決定的に方向づけたとしている。念頭に置かれているのは、ヒトラーの合意を取りつけ、自作の閣僚名簿をヒンデンブルクに手渡して1月30日への地ならしをした点だろう。

パーベンがみずからの行動によってもたらされる歴史的帰結を見通していたとは考えにくい、それこそがまさに、歴史の悲劇性を示している。アロンによれば、「歴史的な行為とは、優れた精神や偉大な将軍の特権などではなく、時宜を得た有利な場所に置かれた個人の特権なのである。そうであるがゆえに、一国民の先行きに新たな方向性を与えるには、愚か者や野心家の行為で十分なのだ⁴」。

ヒトラーが権力へと到達した経緯について上記のように述べたうえで、アロンは次に、1933年2月の国会議事堂炎上事件を契機として起こった「国民革命」によって何が達成されたのかを要約していく⁵。国民革命とは、端的には「独裁

Berlin”, *Libres Propos* (avril 1932), pp. 86-9.

³ Aron, “La révolution nationale en Allemagne”, p. 44.

⁴ *Ibid.*, pp. 46-48.

⁵ *Ibid.*, pp. 48-52.

の組織化」にほかならず⁶、そこで生じた画一化は、のちの『回想録』においてアロンが述べているように、「全体主義の確立」と同義であった⁷。

第一の成果としてあげられるのは、行政官吏の粛清が迅速かつ徹底的なたちで行われたという点である。すなわち、旧体制側の人々を行政機構から排斥し、その空いたポストは職なしのナチ党員らに分配された。これは具体的には、「職業官吏再建法」（4月7日制定）などを通じた官僚人事への介入を指すと考えられよう。第二に、ドイツの政治的統一が達成された。二つの「全国画一化法」（3月31日と4月7日に制定）によって連邦制は掘り崩され、ヒトラーが指名する地方総督らが各州において中央権力を代表することになる。第三に、この政治的統一はドイツ国民の精神的統一によって活気づけられ、支えられている。第四に、ソ連共産党やイタリアのファシスト党と同様、いまやナチ党も独裁的な権力を手にしている。公職に就こうとする人々にとっては、ナチ党の党員証は欠かせないものとなっており、ナチ党員の急増はそれによって説明しうる。ここでは、ヒトラー政権の発足時には85万人ほどであった党員数が、わずか3カ月のうちに250万人を超え、殺到する入党申請に事務処理が追いつかなかったため、一時入党手続きが中止されるほどであったことなどを想起すればよいだろう。

その一方で、第五に、あらゆる反対政党は姿を消し、国民社会主義を除けば、政治集団を組織しようとする試みはすべて犯罪となった。「政党新設禁止法」（7月14日制定）は、ナチ党は唯一の政党と規定しており、ここに一党独裁が制度化されたといえるだろう。また第六に、政府は教皇との間に「政教条約 concordat」（7月20日）を結んで、「文化闘争以来ドイツにおいてカトリック教会が果たしてきた政治的役割を終わらせ」、プロテスタント教会を統一した⁸。第七に、大学では教員たちが、彼らの個人的地位を守るのと引き換えに同僚の社会主義者や自由主義者、ユダヤ人らの解雇を黙認し、大学の自治は失われた。

⁶ *Ibid.*, p. 48.

⁷ Raymond Aron, *Mémoires: 50 ans de réflexion politique* (Paris : Julliard, 1983), p.64. (アロン [三保元訳] 『レーモン・アロン回想録 (1)・(2)』 (みすず書房、1999年)、66頁) 前号でも註記した通り、外国語文献からの引用にあたっては、既存の訳書を参考にしたが、訳文は適宜変えている。〔 〕内は訳注である。以下同様。

⁸ Aron, “La révolution nationale en Allemagne”, p. 50.

ここでもやはり、「いずれは党员証が学問的資質にもまして不可欠なものになるだろう」と、アロンは予想している。さらに進んで、学問と政治の関係をめぐっては、「文化というものの威信が失われている」ということを、アロンは指摘している。革命を実行した若者は、もはや学問を尊重してなどおらず、知性を信用してもいない。「第三帝国の指導者たちも、その公式イデオロギーも、大衆も、知的価値を最優先にすることはない⁹」。第八に、以上のようなかたちで、画一化は政治・行政・芸術・スポーツなどのあらゆる領域へと広がっている。ここではとくに、上述のような権力の一元化が、真理の一元化を帰結したという点に注目しておく必要がある（第4章第1節（3）も参照）。

無数にある団体も、ドイツ国民もみな、（幼児学級の頃から）一つの教義しか知らないものであり、その教義とはヒトラーのそれなのである。「ドイツ的芸術」や「ドイツ的美徳」、「ドイツ的女性」といったものの追求が情け容赦なく跋扈する。慣習からの解放、誠実たらんとする努力、人間の感情のあいまいな部分、戦後ドイツを特徴づけていたすべてのものに対する暴力的反動が今日爆発しているのである¹⁰。

以上が「国民革命」の成果であるが、ここで問われるべきは、この革命がいかなる特質を持った革命なのかという点である。それは19世紀的な革命と同質のものとして解釈しうるのか。あるいは、それとは異なる解釈を要する新たな革命なのか。この論考において、アロンがそのような問いを直接に提起しているわけではないが、いくつかの記述をもとに、彼の考えを推し量ることなら可能である。

ドイツの「国民革命」は、その過程で暴力を用いた。そのこと自体は過去の多くの革命と同様であろう。しかしアロンは、「残虐でない革命などなかった」という議論には限定的な価値しかない」と述べて、この革命を過去の革命と同質のものを見なすような議論には慎重な姿勢を示している。それは、この革命が政治体制の変更や支配階級の交代、公式イデオロギーの転換などを帰結する「真の革命」でなかったからではなく（後述のように、アロンがこれを「真の革命」

⁹ *Ibid.*, p. 51.

¹⁰ *Ibid.*, pp. 51-52. [強調は引用者による]

と見なしていたことは明らかである)、「1月31日以降、首相であるヒトラーが無制約の権力 *puissance sans limites* を手にした」からなのである。ヒトラーはこの権力を「わずかな抵抗にも直面することなく行使するであろう」¹¹。

このような権力の無制約性こそが、アロンがのちに「暴政」と呼ぶことになる全体主義体制の中心の特徴の一つであり、解放をもたらす代わりに、そのような暴政を樹立するという点こそが、20世紀的革命現象の特質なのである。アロンはこの段階ではまだ暴政の概念を用いてはいないものの、すでに全体主義の革命が暴政と呼びうる体制を帰結するという洞察へとたどり着いていたということが、ここからは確認できるだろう。

第2節 ナチズムの大衆的基盤——「右派の民衆革命」はいかにして起こりえたのか？

ヒトラーを最終的に権力の座につけたのがドイツの保守的支配層であったとしても、この人物をそこまで押し上げたのはナチ党を支持する大衆であった。この意味において、ナチズムには大衆的基盤が存在したとすることができる。それは、大衆によって支持された「右派の人民革命 *révolution populaire de droite*」だったのである¹²。

ところが、この現象を理解する妨げとなる二つの先入観があるとアロンは指摘する。それは第一には、プロレタリアと人民の混同である。ここでアロンがいわんとしているのは、仮にプロレタリアなるものが工場労働者のことを指すとすれば、それはヨーロッパのどの国においても少数派を占めるにすぎず、それを人民そのものと同一視することはできないということである。この少数派としてのプロレタリアは、たしかに他の階級に比べて凝集性が高く、活動的ではあるかもしれないが、それでもやはり、人民の名において何ごとかを語るような資格は彼らにはない。その歴史的使命ゆえにプロレタリアこそが人民を代表するのだと主張するマルクス主義のイデオロギーに依拠しない限りは、かかる同一化を正当化することはできないのである。

¹¹ *Ibid.*, pp. 52-53. [強調は引用者による]

¹² Raymond Aron, “Une révolution antiprolétarienne: Idéologie et réalités du national-socialisme” [1934/36], in *Machiavel et les tyrannies modernes* (Paris: Editions de Fallois, 1993), pp. 286-306, p. 287.

もう一つの先入観とは、一言でいえば、弱者はみな左派に傾くはずだという考えであり、とくにフランスにおいて見られるものだという。しかし、こうした観念は、ナポレオン三世やプーランジェの例が示すように、フランスにおいてすら歴史的反例が見られるばかりか、ドイツに関しては、なおのこと当てはまらない。なぜなら、ドイツにおける右派イデオロギーは、「フランスの多くの社会階層において左派的なイデオロギーがそうであるのと同じくらい自然で根深い」ものだからである。

このようなかたちで弱者と左派とを結びつける議論は、ときに統計的なデータを根拠として主張されることもあった。アロンはここで、1931年から32年にかけて流行した反資本主義的な言説を例にあげる。これによると、すでにドイツ国民の85%はプロレタリア化しており、社会主義・共産主義・国民社会主義の諸勢力を合計すれば、社会主義の必然的勝利が証明されるのだという。しかし、アロンの見るところ、この議論は、マルクス主義と共産主義、ヒトラー主義のあいだの決定的差異を捨象するものであるがゆえに無効である¹³。

以上の二つの先入観を退けたうえで、アロンは「右派の人民革命」の実像に迫ろうとする。そこでまず焦点となるのは、ナチズムを支えた社会階級に関する分析である。アロンは、前節であつかった1933年9月の論考において早くもこの分析を行っており、ナチズムの主要支持層として、「プロレタリア化したプチ・ブルジョワ」をあげていた。このプチ・ブルジョワたちは、没落していたにも関わらず、プロレタリアと団結するという方向へは向かわずに、ナチ党へと結集した。この意味では、「国民革命は、マルクス主義の観点から見ても歴史的な意義を持つ」という¹⁴。

なぜそのようなことが起こりえたのか。アロンはここで、プチ・ブルジョワの階級意識へと目を向ける。すなわち、彼らはあくまでも「ブルジョワ」であることをやめず、軽蔑の対象たるプロレタリアと一緒にされることには承服しない。ゆえに彼らは、共産主義に賛同することなく、ファシズム政党が提示するイデオロギーへと引き寄せられていくのだという。そして、これこそがファシズム政党に固有の存在意義を与える。「ファシズム政党とは、プチ・ブルジョワのための、あるいはより一般的に言えば、共産主義に賛同することなくみず

¹³ *Ibid.*, pp. 287-288.

¹⁴ Aron, "La révolution nationale en Allemagne", p. 63.

からの置かれた境遇に対して反旗を翻すすべての人のための組織なのである¹⁵。したがって、「プチ・ブルジョワの革命」たるナチズムは、反プロレタリアの色彩を帯びることになる。1934年にアロンが高等師範の社会資料センターで行ったナチズムに関する講演は「反プロレタリア革命——国民社会主義のイデオロギーと現実」と題されていたが、それは、ナチズムのこのような性格を捉えたものであった¹⁶。

この講演のなかでアロンは、上述の分析をさらに発展させ、ナチ党を背後から支えた社会階級を浮き彫りにしている。具体的には、プロレタリアとは異なる生活様式や階級意識を持つホワイト・カラーや頭脳労働者などの給与生活者、零細企業の労働者や職人、農業労働者、利子の撤廃を望む農民などから構成される「非プロレタリア的な人民大衆 *masses populaire non prolétariennes*」の存在が指摘される。「資本家的なブルジョワとプロレタリアのあいだには、広範な人々の階層が余白として残されて」おり、そこにナチ党が政治的アピールをすることで、彼らを「反プロレタリア革命」へと動員することができたのである¹⁷。

他方でナチズムの革命には、「年長者らに対する若者の革命」という意味合いもあった。つまりその背景には、現状に対する若者たち（戦後世代）の悲観があったということである。敗戦の苦痛や絶望や貧困しか知らなかった若者たちは、新たな時代を切り拓こうとして、ヒトラーとナチ党に望みを託した。彼らにしてみれば、「抑圧された人民の反乱から生じ、熱狂と理想主義を糧とする第三帝国は、（その実際上の功績が何であれ）それだけで誇りに満ち、自国とその将来への自信を持ったドイツを象徴する」ものであった¹⁸。ドイツの若者らは新たな共同体を欲しており、1930年から33年の間に絶え間なく叫ばれていた「何かがなされなければならない」というスローガンは、若者らが抱いていた現状刷新への願望を示していた。そして、この刷新を実現する共同体として選ばれたのは、敗戦を経験し、屈辱を受けたドイツの若者にとってはあまりに抽象的で実現可能性の低い「国際」という方向ではなく、より現実的で身近

¹⁵ *Ibid.*, p.63.

¹⁶ Aron, “Une révolution antiprolétarienne”.

¹⁷ *Ibid.*, pp. 288-291. [強調は引用者による]

¹⁸ Aron, “La révolution nationale en Allemagne”, pp. 63-64.

な「ドイツ国民」だったのである¹⁹。

ナチズムの大衆の基盤に関するアロンの説明は、概ね以上のように要約することができるが、実際にはこれらの大衆は、その出自にせよ、願望にせよ、細かく見れば実に多様であり、せいぜい憎しみや拒否の態度を全体として共有していたにすぎない。つまり、こうした大衆の存在は、それだけではナチ党の勝利を説明するものとはいえ、真にそれを説明するには、彼らに結集軸を提供したメカニズムに目を向けなければならない。

そこでアロンは、「怨恨 des ressentiments」・「希望 des espérances」・「イデオロギー une idéologie」という三つの要素に着目する²⁰。第一に、不幸に見舞われたドイツの人々は、彼らの不幸の元凶となった人々に対する憎しみを抱いていた。そこで憎悪の対象とされたのは、フランスであり、ユダヤ人であり、資本主義であった。ルール占領に象徴されるような第一次大戦後のフランスの振る舞いは、執念深さと狭量さの象徴として受けとられた。ただし、こうしたフランスの政策がヒトラー主義をもたらしたのかといえば、決してそうではない。フランスの政策がドイツにおける国民主義の伸長を促したという面は否定できないとしても、1928年から30年にかけてのナチ党の党勢拡大をフランスの政策変更によって説明することはできない。ドイツ国民がヒトラーのプロパガンダを受け入れるようになる素地をつくったのは、やはり経済危機であったとアロンは結論している²¹。

次に憎悪の対象としてあげられるのは、ユダヤ人である。「没落したプチ・ブルジョワや借金を背負いこんだ農民、半給士官、職にありつけない学生は、自分たちの身の上に我慢がならず、元凶を探していた」。そこにおいてユダヤ人は、「その政治的役割や社会的地位ゆえに、こうした虚しい憎悪——根無し草となった人々や不幸な人々、敗者らの憎悪——にとつての「恰好の」対象」とされた²²。ここでいう政治的役割とは、社会民主党の指導者のなかにユダヤ人がいたことなどから、「11月革命」の責任がユダヤ人にあるとされ、その「背後からの一突き」のせいで、ドイツは一次大戦に敗北したのだと見なされたこ

¹⁹ Aron, “Une révolution antiprolétarienne”, pp. 288-289.

²⁰ *Ibid.*, p. 293.

²¹ *Ibid.*, p. 294.

²² Aron, “La révolution nationale en Allemagne”, p. 54.

などを指す。一方、社会的地位とは、大規模商店のほとんどを所有し、複数の大銀行を支配する立場にあったユダヤ人が、ドイツを苦しめる「責めを負うべき金融資本主義」ないし「国際金融」と同一視され、非難を浴びたことを意味していた²³。

このようなかたちで、ユダヤ人はドイツを敗北と隷属と苦しみへと陥れた存在と見なされ、そこにドイツに特有の人種概念の問題も加わって、「ユダヤ人は、根本的に同化不能で、秩序の安定性と意識の純粹性にとって危険な非ドイツ的分子だ」とされたというのが、反ユダヤ主義に関するアロンの説明である²⁴。なお、アロンがユダヤ人としての出自をはじめてフランスの公的な場で明らかにしたのは、先述の1934年の「反プロレタリア革命」の講演においてであったという²⁵。

しかし、怨恨だけで大衆を一つのブロックへとまとめあげることはできない。そこで必要となったのは、希望である。ヒトラーやナチ党は、非プロレタリア的な大衆や若者らに対して、各々が将来に期待していたものを約束した。資本家や土地所有者らに配慮しながらも、労働者に対しては、「真の社会主義」や「ドイツ民族の共同体」の到来を告げ、若者に対しては、新たな価値を提示した。ヒトラーの訴えに呼応した若者たちは、宗教的ともいえる熱狂のなかで、連帯感や、ともに戦うということの感覚、指導者への献身、英雄主義的な意志、ブルジョワ的生活に対する軽蔑、共同体への直接参加といった感情を養うことができた²⁶。

最後に、以上で見たような大衆の願望を固定しつつ正当化し、その感情を明確化し、プロパガンダを培っていく際、不可欠な役割を果たしたのは、国民社会主義のイデオロギーであった。そのイデオロギーは、一方ではリベラリズムと、他方ではマルクス主義と対立する。このことは、ナチ党の支持基盤が、これら二つのイデオロギーによって挟撃される関係に置かれた「非プロレタリア的な人民大衆」であったという事実と無縁ではないだろう。

まずリベラリズムとの対立について見ると、国民社会主義は、①平等の観念

²³ *Ibid.*, p.55; Aron, “Une révolution antiproletarienne”, p. 294.

²⁴ Aron, “La révolution nationale en Allemagne”, pp. 55-56.

²⁵ Aron, *Mémoires*, p. 84. (邦訳89頁)

²⁶ Aron, “Une révolution antiproletarienne”, pp. 294-295.

を否定し、②理性的市民たる諸個人の集合体として国民を捉える見方を退ける。③社会の調和は競争や議論からは生じえず、自由の体制は、党派的に分断され、金にまみれる最悪の暴政を帰結するものだと批判する。④関連して、普通選挙は人民意志の勝利を保証するものではなく、代議士は人民を適切に代表していないと見なされる。⑤さらに、リベラリズムは、人種や土地や国民に結びついた具体的存在を、非人格的な原子論的個人によって置き換えるという抽象思考ゆえに国際主義へと向かうが、これはナショナルな単位における政治という根底的な条件を無視するものだという論難がなされる²⁷。

次にマルクス主義に対しては、国民社会主義は、その社会主義理解の誤り、階級闘争の観念、唯物論を批判する。すなわち、マルクス主義的な社会主義とは、①平等主義と国際主義というリベラリズムの過誤を押し進めるものにすぎず、②ナショナルな現実を無視し、それを階級へと従属させてしまう。③さらに、その唯物論は、あらゆる英雄主義的な意志や文化に向けられてきた伝統的な敬意に対立するものである²⁸。

逆に、国民社会主義のイデオロギーを理解するには、以上の批判を、次のような積極的な言葉へと置き換えてみればよい。すなわち、政治においては、土地や歴史や人種に根ざす国民が重視されるのであり、哲学においては、理性に対する意志の優位、要素に対する全体の優位が主張される。そして、自由には権威の原理が、平等には連帯と友愛の原理が、それぞれ対置されるということになる。

まとめると、「右派の人民革命」は、「非プロレタリア的な人民大衆」の存在を前提とし、そこにファシズム政党たるナチ党が介在することによって可能となった。ナチ党は、大衆の怨恨につけ入り、彼らに希望を示し、彼らを挾撃するリベラリズムとマルクス主義への対抗イデオロギーを提示することで、これらの大衆を統合し、「反プロレタリア革命」へと動員することができたのである。

第3節 全体主義 vs. 民主主義

これまでの考察から得られた結果を要約すると、革命としてのナチズムとは、次の三つの性格を持つものであったとすることができる。第一に、ヒトラーが

²⁷ *Ibid.*, pp. 295-296.

²⁸ *Ibid.*, p. 296.

最終的に権力へと到達できたのは、彼が文字通りの暴力革命によって政権を奪い取ったからではない。それは、保守派のエリートらが、彼に政権を明け渡すことによって生じたのである。第二に、こうして権力を掌握したヒトラーは、国会議事堂炎上事件を契機として一挙に進められた画一化によって、革命を上から遂行することができた。その結果、体制としてのナチズムは、暴政と呼びうるものへと帰着した。しかし第三に、運動としてのナチズムは、若者やプッチブルジョワといった大衆的な支持基盤を有していた。

それゆえに、次のことが問われなければならない。大衆から期待され、支持された運動は、その意味では「民主的」といえる。しかし、これが民主主義の反対物ともいうべき暴政へと行き着く場合には、そのような運動は果たして「民主主義」の名に値するものなのか。先に言及した1934年の報告において、アロンはこの問題を提起していた。ナチズムがその政治上のプログラムを概ね達成したと述べたうえで、アロンは次のようにいう。

議会主義は消え去り、国民社会主義はその原理に沿った権威主義的な政体を得たように見える。ヒトラーの体制に民主主義の語をあてがうということについて、フランス人に異論がなければ、それを「権威主義的民主主義ないし国民投票的民主主義」と称することもできよう。すべては語の定義しだいである。人々には、承認するかしないかの権利しかなく、まるごと信任を与えて指導者を受け入れるのであって、政策を選択することはない。それでもなお、その体制は大衆の同意を前提としており、国家と権力とのあいだには政党が介在する（かつてはとくにそうだった）。指導者らの権力は何らの統制にも制限にも服さないものであるから、それを暴政と呼ぼうと思えば、暴政と呼ぶこともできる。ただし、それは、民衆運動に由来し、つねに群衆の熱狂との接触を維持し、何よりも彼らの熱狂を保ち続けなければならない、そういう暴政なのである²⁹。

この1934年報告におけるアロンの力点は、ナチズムが大衆の支持を背景とする運動であることの論証に置かれている。そのこともあって、上の引用に見られるように、暴政としてのナチ体制が、定義によっては「民主主義」とも呼ば

²⁹ *Ibid.*, pp. 297-298.

れうるということを否定していない。

（1）全体主義エリートのシニシズム——「大衆への軽蔑」

こうしたトーンに変化があらわれるのは、第二次大戦前夜の1939年6月17日にフランス哲学会で行われた報告「民主主義国家と全体主義国家」においてである。それというのも、全体主義体制の内外政を分析し、それと民主主義体制との関係について考察したこの報告のなかでは、全体主義が大衆的な支持に依拠した運動であるという側面は、否定されはしないものの相対化されており、代わって「大衆への軽蔑」を孕んだ全体主義エリートのシニシズム（＝マキアヴェリズム）が主題化されているからである。アロンが全体主義の概念をはっきりとイタリアやドイツの体制に適用したのも、この報告が最初であった。

背景には、イタリアの社会学者ヴィルフред・パレート（1848-1923年）のエリート論への着目がある。パレートによれば、革命において決定的なのは、経済制度の変更ではなく、新たなエリートが権力を獲得するという点にある。このエリートらの性格こそが政治体制の性質を決めるのであり、したがって、革命によって確立された全体主義体制の性質を見定めようと思うのなら、それをもたらしたエリートについての分析を行わなければならない。

では、全体主義エリートの特徴とは何か。このエリートたちは、「生半可な知識人や冒険主義者からなり、シニカルかつ有能で、本能からマキアヴェリ主義的な暴力的エリート」であり、「暴力、あるいは暴力にまで駆り立てられた権威を愛好し、人間に対する働きかけの技術を有している³⁰」。

ここで重要なのは、アロンが、全体主義エリートのなかに、特有のシニシズムを見てとっているという点である。敷衍しよう。歴史の根本にエリートと大衆の闘争を見出したことで知られるパレートは、「あらゆる体制は大衆に依拠するが、それと同時に大衆への軽蔑にも依拠するものである」と主張したが、アロンはこれを全体主義体制の分析へと適用する。すなわち、全体主義エリートは、一方では大衆の支持によって権力へと担ぎあげられた存在であるが、他方ではこの大衆を軽蔑する。それゆえ、「全体主義体制を相手にする際には、大衆に向けられるイデオロギー——国内で用いられるだけでなく対外的にも利

³⁰ Raymond Aron, "États démocratiques et États totalitaires"[1939], in *Bulletin de la Société Française de Philosophie*, (1946), pp. 41, 45.

用される——と、指導者たちのシニシズム——それは別の価値体系を示唆する——を区別して考えるべきなのである³¹」。

こうした認識を前提とするときには、全体主義を単に大衆的な運動としてのみ見なすような単純な理解は成り立ちようがない。全体主義エリートが大衆に基盤を求めるとしても、それが大衆に恩恵をもたらすことにつながるとはいえない。結局のところ、エリートの目的は彼ら自身の権力意志にあり、大衆はその手段として利用されるにすぎないのである。

制度や外交はこれらのエリートたちの権力意志へと奉仕する。それは、国内に対しては暴政的権威として、国外に対しては際限なき拡張となってあらわれる。ファシズムや国民社会主義は、経済を政治へと従属させ、外政の優位 *primat de la politique extérieure* を主張する³²。

アロンが全体主義エリートのなかに見出したマキアヴェリ主義的なシニシズムとは、このようなものである。エリートの権力追求は、まず国内における権力構造の強化へと向かい（「暴政的権威」）、最終的には国際政治上の権力関係へと投射される（「外政の優位」）。そこには逆のメカニズムもある。こうして国外へと向けられる権力行動が成功をおさめると、今度はそれによってエリートたちの対内支配が強化されることにつながるというのである。

新たなエリートが優位に立つ理由は一つだけである。彼らは、自分たちが望む政策、すなわち帝国主義政策を先導しうる限りは優位を得る。この政策は、国内においては経済的・社会的大混乱を予想させる。しかし他方で、国外において全体主義体制が奪いとってくる成功は、彼らの権力にとって是最良の正当化材料である³³。

だが問題は、このようにしてエリートによって追求される権力が、突き詰めればその外部には何の目的も持たない虚無的なものにすぎないという点にあ

³¹ *Ibid.*, p. 44.

³² *Ibid.*, p. 41.

³³ *Ibid.*, p. 45-46.

る。ここに至って、大衆をその手段として消費するエリートの権力意志は、シニズムを通り越してニヒリズムへと陥る。これこそが全体主義エリートの理論的支柱たるマキアヴェリズムの本質であり、アロンは1938年から40年にかけて、この問題に取り組むことになる。しかし、それに関する考察は第4章第3節で行うこととし、ここでは、1934年報告においては強調されていた全体主義の大衆的運動としての側面が1939年報告においては後景化していることの背後に、全体主義エリートのマキアヴェリズムに内包される「大衆への軽蔑」への着目があるということを理解しておくだけでよいだろう。

（2）「全体主義体制は真に革命的であり、民主主義体制は本質的に保守的である」

では、上述のような性格を持つエリートらによって統治される全体主義体制とはいかなるものになるのか。あるいは、それと対置されるところの民主主義体制の特徴とは何か。アロンはここで、「全体主義体制は真に革命的であり、民主主義体制は本質的に保守的である」と述べて、この二つの体制の規定を行っている³⁴。この一見すると奇妙な命題によって、アロンは何をいわんとしていたのか。

まずは、「全体主義体制は真に革命的である」ということの意味を考えてみよう。すでに言及した通り、1933年9月の「ドイツにおける国民革命」という論説においてアロンは、政治体制の変更、支配階級の交代、公式イデオロギーの転換の三つをもって「真の革命」の標識としていた³⁵。さらに、1939年6月の「民主主義国家と全体主義国家」報告について述懐した『回想録』の記述では、価値や制度の革命をともなうものが「真の革命」であると書いている³⁶。これらの記述から判断すると、アロンにとって真の革命とは、①支配階級の交代、②体制の変更、③価値やイデオロギーの転換という、三層にまたがる革命としてイメージされていると考えることができよう。

このうち、①支配階級の交代とは、パレートの革命理論に準拠する1939年のアロンにとっては支配エリートの交代と同義である。すなわち、上で見たよう

³⁴ *Ibid.*, p. 42.

³⁵ Aron, “La révolution nationale en Allemagne”, pp. 52-3.

³⁶ Aron, *Mémoires*, p. 155. (邦訳166頁)

な性格を持つエリートが、イタリアやドイツを治めていた旧来的なエリートにとって代わり、それらに対する優位を確立したという事実がそれにあたる³⁷。

この支配エリートの交代現象にもなつてドイツで生じた変化は、全体主義体制の革命性を例証するものであり、ゆえにアロンはこれについて詳細な説明を加えている。なお、アロンがこの報告において「全体主義体制」という場合、そこにはイタリア・ファシズムとドイツ・ナチズムとが含まれている（ソ連はこの時点では含まれていない）のだが、第2章で見たような個人的経験もあつて、記述の比重はやはりドイツに傾いている。つまり、ここで展開される全体主義論は、主としてドイツ政治の観察から導き出されたものであり、ドイツについてもっともよくあてはまるものと見るべきであろう。

その点に留意しながらアロンの説明を見ると、まず政治の領域においては、次のような変化が指摘されている。正統な権威といった感覚や旧貴族への尊敬は消失し、人間関係は変容を遂げた（「それはすべて革命に相当するものである」）。もちろん、あらゆる権威が消えたというわけではない。ある意味では、「ドイツは極限にまで押し進められた権威へと従属している」からである。しかし、その権威はかつてのそれとは異なる。この権威とは、「文字通り魔術的な原理である総統 Führer の天性」をその源泉とするような「不合理な権威 *autorité irrationnelle*」なのである³⁸。全体主義の革命が暴政を帰結するという点についてはすでに見たが、その暴政の体制の頂点には、こうした不合理な権威が君臨するのである。

経済においても革命現象は顕著であるという。資本主義的な企業は、一応は維持されたものの、そのイニシアティヴはほとんど失われており、選択や決定の余地は彼らにはない。道徳の領域では、伝統的形態の家族生活や大学・知識人の生活が一変した。思想領域でも、「伝統的な美德——人間の尊重、すなわち精神や人間の自律性に対する尊重——はすべて、新たな体制によって意図的に退けられる。全体主義体制が培う美德とは、本質的に軍事的な美德であり、行動や禁欲や献身の美德なのである³⁹」。以上のような変化が、②体制の変更、および、③価値やイデオロギーの転換に対応すると見てよいだろう。

³⁷ Aron, "États démocratiques et États totalitaires", p. 45.

³⁸ *Ibid.*, p. 46-7.

³⁹ *Ibid.*, p. 47.

こうした革命理解は、ことによると一般にイメージされるところの革命の意味とは異なって見えるかもしれない。実際、この点に関しては参加者のヴィクトル・バッシュから次のような問題提起がなされていた。すなわち、アロンの革命概念は、フランス革命や七月革命、二月革命といった革命のことを度外視している。これらが政権の転覆をもたらしたのはたしかだが、革命の性質を決めるのはその原因と目的であり、その観点からいえば、これらの革命は、まさにアロンが擁護しようとする民主主義の樹立を目指していたのではなかったかとバッシュは問うのである⁴⁰。

我々にとって重要なのは、バッシュのこの発言に対するアロンの返答である。

あなたが19世紀の革命を革命の典型とするのであれば、全体主義体制は確かにそれとはまったく異なるものです。しかし、私が考えているのは20世紀の革命なのです。つまり私は、存在するものを破壊し、我々が生きる世界や、我々が引証するところの価値を破壊し、別のものをおく体制を「革命的な体制」と呼んでいるのです⁴¹。

ここに示されている通り、アロンが全体主義体制を「革命的」と形容するとき、そこには一種の革命観の転換が含意されていたのである。同様のことは、次の記述にもはっきりと見て取ることができよう。

おそらく我々は、19世紀の革命をただ一つのモデルとすることによって、革命についての誤った観念をつくりあげてしまっている。理論的には、革命は解放として定義されるように思われる。ところが、20世紀の革命は、隷属の革命であるとはいわないまでも、少なくとも権威の革命であるように見える。それは、革命以前に存在していた権力よりも、さらに広範かつ苛烈な権力を打ち立てる。それは、専門家組織、すなわち官僚制を拡大するのである⁴²。

⁴⁰ *Ibid.*, pp. 65-6.

⁴¹ *Ibid.*, p. 68.

⁴² *Ibid.*, p. 45.

アロンに革命観の転換を促したのは、20世紀の革命の現実を見れば、それを自由と解放の側に位置づけることはできないという認識にはかならなかった。全体主義は「権威の革命」であり、無制約的な権力や不合理な権威の支配する暴政を帰結する。それは、エリートの交代や体制の変更、価値やイデオロギーの転換をもたらすという意味での「真の革命」である。ゆえにこの革命は、民主主義が依拠してきた伝統的価値をも破壊し、それに代えて新たな価値や生のあり方をうち立てようとする。これらに対し、民主主義を体現し、保障するうえで不可欠な規範や政治制度、およびそれらの基盤をなす価値を擁護しようとするのであれば、民主主義体制は保守的なものにならざるをえない。「全体主義体制は真に革命的であり、民主主義体制は本質的に保守的である」という命題がアクチュアリティを持つのは、このような歴史的状況においてなのである。

民主主義は本質的に保守的であると私は思います。それは、民主主義が、我々の文明が依拠している伝統的価値を保持しようとする、という意味においてそうなのです。まったく新しい生、つまり永続的動員に基づく軍事的な生をうち立てようとする人々に対して、我々は保守的であるということです。

経済を完全に支配し、プロパガンダにまでも技術を導入しようとする人々——すなわち、あらゆる人間をプロパガンダの対象物として利用しようとする人々——に対しては、我々はさらに保守的になります。それというのも、我々はリベラルであり、人間の尊厳や自律性といったものを守りたいと思うからなのです⁴³。

全体主義体制と民主主義体制の対立の詳しい内容については後段に譲るとして、ここで確認すべきは、民主主義体制の保守的性格はあくまでも、上記のような性格を持った全体主義体制に対して保守的である、というかたちで規定されている点である。言い換えると、それは民主主義体制と全体主義体制のあいだの対立を前提として主張されているのである。「全体主義体制は、第一義的には民主主義に対立するのであって、共産主義に対立するのではない⁴⁴」。

⁴³ *Ibid.*, p. 64.

⁴⁴ *Ibid.*, p. 41.

そして、この全体主義体制と民主主義体制の対立は内政の次元のみにとどまるものではない。「全体主義的になる国は、国外に対しても革命的になる自然な傾向を有する」のであり、これに対して、「国内領域におけるのと同様、外交の領域においても、民主主義は保守的な国々なのである⁴⁵」。外政における革命性とは、国際秩序の現状に対して変更を迫るという意味で用いられている。つまり、全体主義体制を統べる独裁者らは外政を優位させ、帝国主義的な政策を追求する。この「新たな帝国主義」に直面するとき、「持てる国々」としての民主主義諸国は保守的にならざるをえず、それらに対抗しなければならない⁴⁶。

ここで重要なのは、民主主義国家と全体主義国家の外交上の対立はイデオロギー対立に由来するものではなく、あくまでも権力政治上の対立として理解されなければならないという立場が表明されている点である。またこの対立は、経済的方策によって解決されるような性質のものでもない（「現在の外交紛争に対する経済的な解決策はない」）。

そうであるからこそ、その解決はあくまでも政治的な手段に求められる。全体主義諸国が追及する帝国主義政策に対しては、民主主義諸国はその政策の不可能性を彼らに悟らせなければならない。そのためには、「民主主義はあまりに臆病であるがゆえに戦うことなどできないのだと信じ込んでいる全体主義国家の支配エリートに対して、民主主義諸国は、「もしあなた方が我々にそれを迫るのならば、我々は戦おう」と答えなければならない。しかし同時に、彼らが平和的であるときには、民主主義諸国は、「我々には、あらゆる問題を平和的に解決する用意がある」といわなければならないのである⁴⁷。

（3）民主主義は生き残ることができるか？

ところが、ここで問題が生じる。全体主義体制に対して民主主義体制を保守し、いざとなればそのために全体主義諸国と戦わなければならないとすれば、それはいったい何のためなのか。この問いが決定的に重要であるのは、仮にこうした行動が何らの価値的方向づけも持たないのならば、民主主義も全体主義と同様のニヒリズムへと陥ることは避けられないと思われるからである。それ

⁴⁵ *Ibid.*, p. 48, pp. 50-1.

⁴⁶ *Ibid.*, p. 41.

⁴⁷ *Ibid.*, p. 51.

を回避しようと思えば、民主主義が保守に値する体制である理由が示されなければならない。アロンが、「民主主義のなかで——少なくともフランスで——生きる人々が、民主主義体制の価値をもはやほとんど信じていない」ということに示されるような「民主主義の崩壊」を憂いたとき、その前提にあった問題意識とは上述のようなものではなかったか⁴⁸。

また、アロンが民主主義体制の保守を説いた際、それは同時に既存の民主主義体制の革新を志向するものでもあったということを見過ごすわけにはいかない。つまり、アロンにとっての保守とは、いまあるものをまったく変えずに維持することではなかった。問題は「変革や改良による保守をどこまで望むか」という点にあり、それゆえに、アロンが民主主義体制の側にいかなる変革を期待したのかが問われなければならない⁴⁹。

以下では、この「変革された民主主義 *démocratie renouvelée*」へ向けた自己改革の方策としてアロンが何を提起していたのかを確認し、そののちにあらためて民主主義体制の価値の問題へと立ち戻ることしよう。

アロンの提言は、大きくいって二つに集約することができる。第一に、全体主義体制の側から民主主義体制へと向けられる軽蔑に対しては、民主主義諸国の側は、自分たちもまた全体主義体制と同様の徳 *mêmes vertus* を持ちうるということを示さなければならない。

力がただ一つの道理であると明言し、自分たちは英雄的であり、民主主義諸国は臆病であると主張する体制に対して、いつまでも平和主義を説くのは馬鹿げたものだと思われるし、それは、民主主義はたしかに退廃しているというファシズム指導者たちの見方をいっそう強めることになる。

平和を軽蔑すると公言する人々に語り掛ける際には、平和を愛するとしても、それは臆病さによるものではないといわなければならない。労働に基づく体制に、余暇に基づく体制を対抗させるのは愚かである。大砲に対してバナーで、努力に対して休息で太刀打ちできると信じるのはグロテスクである。

全体主義体制が民主主義体制を脅かしているときには、民主主義体制は、

⁴⁸ *Ibid.*, p. 52.

⁴⁹ *Ibid.*, p. 64.

自分たちは全体主義体制と同じように英雄的であり勤勉でありうるのだと答えなければならないのであって、これこそが同様の徳を持ちうるということの意味である⁵⁰。

第二に、政策的な次元では、全体主義体制がとった施策のうち、有効性が認められたものについては民主主義諸国もそれを採用すべきであるとする。かかる施策として具体的に想定されていたのは、失業対策や人口政策などの経済・社会政策であった⁵¹。

しかしながら、民主主義が全体主義に対抗し、自らを守るために、全体主義と同様の手段に頼るとき、それは悪と戦おうとして悪に陥るという過ちを犯してはいないか。そうした疑問が生じて然るべきである。事実、「民主主義国家と全体主義国家」報告の質疑の際、ジャック・マリタンはこの問題を指摘して、「もし我々が全体主義の技術と徳とを借用するとすれば、我々は全体主義に抵抗しようとして全体主義と化すことになる」と述べていた。

だが、アロンはこれに対して次のように反論する。まず徳に関していえば、英雄性や勤勉性が主張されるとしても、民主主義の場合にはこうした徳が人々によってあくまでも自発的に受容されなければならないことに加え、全体主義のそれとは異なる目的へと向けられていなければならない⁵²。

また、全体主義の施策から有効なものを借用すべきであるとの主張に関しては、すでにそれ以前の議論において次のことが主張されていた。すなわち、体制の相違ゆえに、民主主義が受容しうる政策には自ずと限界がある。「当然のことながら、国家による介入と強制には限界がある。自由の体制に固有の社会的・経済的条件というものがあるからである。政治的自由の体制を維持しようと思うのなら、一定の経済的自由も維持しなければならない⁵³」。

しかし、こうした原理的な限界を前提としたうえで、アロンはマリタンの問題提起に対しては次のように応じている。

⁵⁰ *Ibid.*, pp. 51-2.

⁵¹ *Ibid.*, pp. 53-4.

⁵² *Ibid.*, p. 62.

⁵³ *Ibid.*, p. 54.

歴史においては、生き残りたいと思うのであれば有効な手段に同意を与えなければならないのであり、武器に対しては武器をもって対抗するほかないのです。[...] 生きたいと欲する人はみな、最低限の権力意志を持たなければならないはず、暴力に同意しなければならないのです⁵⁴。

以上の応酬では、アロンはマリタンの議論に対して一応は答えを示しているものの、問題の核心には触れていないように思われる。というのも、徳にせよ、有効な政策にせよ、そうした手段の次元においては、民主主義と全体主義のあいだの質的な違いは見出しがたいからである。とすれば、両者の原理的な差異は、これらの手段がいかなる体制に奉仕するものであるのかという目的の次元にのみ、求めることができるはずである。

したがって考察は、民主主義体制の本質と、それが体现する価値の問題へと進められなければならない。それを経ることによってはじめて、民主主義が未来へと生き残るために必要な手段を適切な目的によって方向づけ、民主主義にとって受容可能な手段とそうでない手段とを見極めるための基準を獲得することができる。これらの問いは、民主主義が全体主義と同様のニヒリズムへと陥るのを避けながら、同時に「最低限の信仰と共通の意志を民主主義の体制のなかに蘇らせる」ためには不可欠のものである⁵⁵。

「民主主義の理念のなかで副次的なものと本質的なものとを区別する必要がある」とアロンはいう。人民主権 *souveraineté populaire* の観念は、それが自由をもたらすのと同じくらい容易く専制政治 *despotisme* へも導くものであるから、民主主義にとって本質的とはいえない。アロンによれば、民主主義の本質をなすのは、第一には「合法性 *légalité*」であり、それは「法が存在し、権力が恣意的でなく、無制限でもない体制」を意味する。つまり、ここでいう合法性とは、単に形式的に法が存在するという事実以上のものを要求している。法が権力者に何事をもなしうるような権限を付与する場合にも、権力の発する命令に合わせて法が書き換えられるような場合にも、権力に対する法の拘束は有名無実化しており、そこにほんとうの意味での合法性は認められない。現に存在している法が、権力がなしうるものの範囲に実質的な制約を課す限りにおい

⁵⁴ *Ibid.*, p. 62. [強調は引用者による]

⁵⁵ *Ibid.*, p. 54.

でのみ、アロンのいう合法性は認められるのだろう⁵⁶。それは端的に言えば法の支配であり、その対立物は暴政である。第二に、「民主主義体制とは、人間に対する最低限の尊重があり、個々人を単に生産の手段やプロパガンダの対象物としてのみ見なすことのない体制である」。これは、西洋の伝統における至高の価値としての「人間や精神に対する尊重」を意識的に拒絶し、「人間を軽蔑することによって人間を理解する」全体主義とは鋭く対立するといえるだろう⁵⁷。そして第三に、「民主主義体制は、代表制 *système de représentation* を通じて治者の権威を制御する体制でもある⁵⁸」。

これらを踏まえたうえで、アロンの民主主義理解について定式化すれば、次のようになる。すなわち、①民主主義体制とは、暴政の対立物であり、そこには法や代表制を通じた権威・権力への制約が存在する。②それはまた、人間に対する最低限の尊重を含意する体制でもある。この民主主義理解から二つの問題を引き出すことによって、本稿の後半部分へと議論を発展させたい。まず問題となるのは、ここで民主主義体制に対置されている暴政とはいかなる体制であるのか、という点である。現代の暴政としての全体主義の実践とそれを支える理論が分析されなければならない。次に、民主主義体制が「人間に対する最低限の尊重」を可能にする体制であるということの意味が、「人間を軽蔑する」全体主義との対比において明らかにされなければならない。続く二つの章で検討されるのは、これらの課題である。

⁵⁶ 獲得した権力を無制約なところまで拡大し、暴政へと化した全体主義体制のもとでは、この実質的な意味での合法性概念は消え去る。一方、これに先立つ全体主義政党の権力獲得過程は、合法的なものでありうる。本稿第2章第2節（2）で見たように、権力を掌握するまでナチ党が「合法性の約束」を破ることはないとアロンが述べていたのも、この意味においてであった。ただし、のちにアロンは、仮に全体主義政党による権力の掌握が形式上は合法的な範囲にとどまっていたとしても、それはやはり法が想定している正規の手続きからは逸脱した方法（「体制破壊の技術」）をも駆使していたということを指摘するようになる（第4章第4節を参照）。

⁵⁷ *Ibid.*, p. 41, p. 45.

⁵⁸ *Ibid.*, p. 55.

第4章 現代の暴政——マキアヴェリズムの理論と実践

第1節 『暴政の時代』——エリー・アレヴィとの対話

前章においては、「革命 *révolution*」の概念を軸としながら、アロンの全体主義論の発展を跡づけたが、この第4章では、もう一つの鍵概念である「暴政 *tyrannie*」に照準を定めることで、それとは少し異なる角度から、アロンの全体主義論の構造を浮き彫りにしていく。

その際に重要な参照点となるのは、エリー・アレヴィ (1870-1937年) の『暴政の時代 *L'ère des tyrannies*』である。このアレヴィとは、プラトン研究からその学問的キャリアをスタートさせ、1898年以降、自由政治学院 (のちのパリ政治学院) で教鞭をとり、功利主義やイギリス史の研究によってその名を知られるようになった人物である。

アロンとアレヴィのあいだには、高等師範学校在学中にすでに接触はあったようだが、彼らが親交を深めたのは、アロンがドイツ留学から帰国してからのことであった。アロンが『回想録』のなかで、このアレヴィとの出会いが「不幸にしていささか遅すぎた」と述懐しているのは、それから間もない1937年にアレヴィがこの世を去ってしまうからである⁵⁹。アレヴィの死後、彼と親交のあった人々によって、残された著作や講義ノート類の編纂が行われ、世に送り出された。アレヴィの『暴政の時代』は、こうした道のりを経て成立した書物の一つである。

『暴政の時代』という書名は、1936年11月28日にアレヴィがフランス哲学会で行い、同書にも収められた「暴政の時代」という報告の題にちなんでいる。ここでアレヴィは、第一次世界大戦を境として暴政の時代が幕を開けたという主張を展開していた。

暴政の時代の起点は1914年8月にあるのだが、それはつまり、交戦中の国々が次のようなかたちで定義される体制を採用したときに始まったということである。

(a) 経済的な観点からいえば、それは生産・分配・交換のためのあらゆる手段の極端なほど広範な国有化を意味する。しかし他方では、政府か

⁵⁹ Aron, *Mémoires*, p. 153. (邦訳164頁)

ら労働者組織の指導者らに対する国有化事業支援の要請があった。ゆえにそれは、国家主義 *étatisme* であると同時に、サンディカリズムであり、コーポラティズムでもあった。

（b）知的な観点からいえば、それは思想の国有化であり、この国有化はそれ自体二つの形態をとる。一方は、国益に不都合と判断された意見の表明をすべて抑圧するがゆえに消極的である。他方は、我々が熱狂の組織化と呼ぶものゆえに積極的である⁶⁰。

アロンはこの1936年報告に聴衆の一人として参加していただけでなく、1938年にガリマール社から『暴政の時代』が出版された際には書評を行い、それを翌年4月の『形而上学・倫理学誌』に掲載している。ここで彼は、アレヴィの『暴政の時代』から、①社会主義の矛盾、②新たな暴政の歴史的起源、③ファシズムと共産主義の共通性に関するテーゼを抽出し、それぞれに対して批判的な検討を加えている。以下では、この議論を順に分析し、アレヴィとの対話を経て、アロンがいかなる暴政理解をとるに至ったのかを明らかにしよう。

（1）社会主義の矛盾

第一のテーゼとは、「社会主義は矛盾している。その教義の内部において、組織や階層性や権威の理念と、解放の理念とが和解することは難しい」というものであり、アレヴィはまず、社会主義そのものの教義内部に矛盾を見出しているのである⁶¹。だが、アロンによれば、こうした矛盾ならば他の教義にも存在する。例えば、自由と平等を和解させようとし、人民主権によって個人の自由を基礎づけようとする民主主義のなかにも、同様の矛盾は見出しうるはずである⁶²。

またアレヴィは、社会主義の理念と現実のあいだにも矛盾を見てとる。アレヴィは、本来の理論としての社会主義は肯定的に評価する傾向があり、「マル

⁶⁰ Elie Halévy, “L’ère des tyrannies, Séance du 28 novembre”, *Revue de métaphysique et de morale* (octobre-décembre 1936), pp. 181-233, p. 182.

⁶¹ Raymond Aron, “L’ère des tyrannies d’Elie Halévy”, *Revue de métaphysique et de morale* (avril 1939), pp. 283-307, pp. 283-284.

⁶² *Ibid.*, pp. 284-285.

クスを国際主義と自由の側に位置づけていた」。つまり、アレヴィにとっての問題とは、本来は解放を志向していたはずの社会主義が、その教義の内部に相反する主張を生み、さらには現実において暴政を帰結してしまったのはなぜか、という点にある。

ところが、これに関してアロンは、アレヴィとはまったく異なる評価を下している。アロンによれば、(自由主義者が用いる意味での)自由がマルクスにとっての至高の目的であったことはなく、マルクスはリベラリズムに対しては一貫して反対し続けた。

すでに『ヘーゲル法哲学批判序説』や『経済学・哲学草稿』のころから、マルクスは、現実の人間から切り離された超越的国家の構成員としての抽象的な市民の理念に反対しており、労働そのものにおいて解放され、政治の世界ではなく、日常生活のなかで普遍へと統合されるような具体的で全体的な人間の理念を掲げていた。[...]マルクス主義における人間の理論は、初期のころから共同体的であって個人主義的ではなかったのであり、いまでもそうなのである。人間はその本質を「公的」活動において実現しなければならないのであり、存在に関する真理を純粹な意識や孤立した人格のなかで探し求めるのではない⁶³。

さらにマルクスには、将来の社会を準備するための暫定的な段階としての「プロレタリア独裁」の観念があったのであり、革命的すなわち権威主義的な移行を経ずして資本主義から社会主義へと到達しようというナイーブな信頼をマルクスに帰するわけにはいかない。

それゆえ、アロンにとっては、「社会主義は、ほとんど当然にそれに先行するリベラリズムと対立する」ものである。社会主義者が人類の最終的な解放を目標としているのは事実であるにしても、その解放のためには生産手段の私有や自由経済といったものは否定されなければならない。そうである以上、社会主義は不可避的に「反資本主義的かつ反自由主義的」な性格を帯びる。つまりアロンの見るところ、社会主義は本質的にリベラリズムには反する方向性を内包した運動なのであった。

⁶³ *Ibid.*, p.285.

そして社会主義にとっては、「抑圧を行うのは自由であり、解放をもたらすのは法である」とされるがゆえに、そこには次のような危険が潜んでいる。すなわち、「直接的には官僚制の拡大と支配、将来的にはポスト資本主義社会における行政の匿名的暴政——それ自体は独裁者の人格的暴政に従属する——の一般化と強大化」が待ち受けている可能性がある⁶⁴。

（2）現代の暴政の歴史的起源

アレヴィの第二のテーゼは次の通りである。「社会主義はいたるところで失敗した。社会主義政党は、議会や市町村での合法的な活動を通じた労働者の境遇改善には寄与した。彼らは戦争を防ぐことはできず、その戦争は、社会主義的な熱情よりもナショナルな熱情のほうが強力であるということを明らかにした。戦争と武装した集団の行動から、無力な社会民主主義に反抗するかたちで、暴政が生まれたのであった⁶⁵」。

アレヴィによれば、共産主義であれ、ファシズムであれ、現代の暴政はすべて第一次世界大戦という共通の起源を有している。では、この大戦はいかなる原因により生じたのかといえば、それは経済的対立や資本主義の矛盾によって引き起こされたのではなく、オーストリア＝ハンガリー二重帝国の解体という政治問題を背景としていた。かくしてアレヴィは、「戦争は東から西へと伝播したのであり、戦争を西洋に課したのは近東であった」との解釈をとる。バルカン半島で生じた戦争は、当時の国際政治システムにおいてはヨーロッパの覇権を賭した争いにならざるをえず、関係する国々を巻き込んで世界規模の戦争へと拡大していった⁶⁶。

こうしたアレヴィの解釈に対しては、マルクス主義の側からの反論が容易に予想される。第一次大戦を政治的原因のみによって説明しようとするのは誤りであり、資本主義が要請する植民地の拡張こそが列強間に対立を生みだしたのだという見方がそれである⁶⁷。

アロン自身は、こうした第一次大戦の原因をめぐる論争に決着をつけるのは

⁶⁴ *Ibid.*, pp. 286-287.

⁶⁵ *Ibid.*, p. 284.

⁶⁶ *Ibid.*, pp. 288-90.

⁶⁷ *Ibid.*, p. 290.

容易ではないとしたうえで、次の二点を主張している。第一に、戦争の契機は政治的なものであり、資本家層の大部分は戦争を意識的に欲してはいなかった。しかし第二に、紛争が起こったときのヨーロッパの状況は、資本主義列強間での市場競争を本質的な与件の一つとしていた。それゆえに、マルクス主義の側には常に経済的説明によって歴史解釈を行う余地が残されるが、同様の自由はアレヴィのような政治的説明の方にも残る。そして、第一次大戦の原因に関する限りでは、後者の方が歴史的事実に近いということをアロンは指摘するのである⁶⁸。

このようにアロンは、第一次大戦の起源をめぐる論争においてはアレヴィの解釈に比較的近い見方をとっていたのだが、第一次大戦期の戦時経済こそが現代の暴政の起源であるというアレヴィのテーゼに対しては明確なかたちで異を唱えている。戦時中に経済生活に対する国家介入が拡大したことはたしかだが、かかる介入はすでに戦前から始まっていたのであって、戦争はこの流れを加速させたにすぎない。また戦後になると、「労働者と事業主との関係、生産手段の私有、価格メカニズム」などの点で、ソ連を除くヨーロッパの資本主義は、戦前とさほど変わらぬ状態へと回帰していった。これらをもとに、アロンはアレヴィのテーゼを批判しているのである⁶⁹。

さらにアロンは、現在の知的領域での全体主義もやはり、戦時中の検閲や熱狂の組織化から直接に生じたものではないとする。つまり、今日のイタリアやドイツにおいて見られるプロパガンダは、戦時中のそれとは異質なものだといえるのである。そしてまた、「これらの知的体制はみずからの永遠性を主張するのであり、それらの独自性と意義はまさにそこにある。問題はもはや、切迫した一時的な要請によって個人の権利に対する各種の制限を正当化することにあるのではない⁷⁰」。

アレヴィは現代の暴政の原因を、戦時経済のみならず、武装集団の行動にも求めている。つまりアレヴィは、こうした武装集団が実力によって権力を奪い取り、自らが国家となったことを宣言することによって暴政が到来したのだと説明する。

⁶⁸ *Ibid.*, pp. 290-1.

⁶⁹ *Ibid.*, pp. 291-2.

⁷⁰ *Ibid.*, pp. 292-3.

しかし、武装組織が演じた役割は国によって異なる。そして、アロンの見るところ、アレヴィの説明が妥当するのはせいぜいソ連に限られる。イタリアのファシストに関しては、それは労働者の組織を破壊するのに用いられただけであり、軍や警察と戦闘を交えたのではなかった。ドイツの突撃隊 Sturmabteilung (SA) の場合には、ファシストに匹敵するような労働組合や協同組合との戦闘へと乗り出すことすらなかったという。「ヒトラーは権力を奪取したのではなく、それを受け取った。それはムッソリーニについても同様である」。これは要するに、彼らは暴力的な政権転覆によってではなく、少なくとも形式的には「合法的な」手段によって、政権を掌握したということの意味している（第4章第4節も参照）。しかし、そうであるとすれば、人民の熱情はいかにして反逆者たちの政党のまわりへと結晶化されていったのか。それを可能にした状況が分析されなければならないだろう⁷¹。

アレヴィのテーゼを批判するアロンも、戦争と暴政とのあいだに一切の関係を認めないわけではない。しかし、戦争への敗北が直接的な与件であったソ連共産主義を別とすれば、ドイツとイタリアの「二つの反動的暴政 *deux tyrannies réactionnaires*」としてのファシズムに対して戦争が及ぼした影響はあくまでも間接的なものととどまる。イタリアの場合、帰還兵の社会復帰の問題や潜在的不安、講和条約への不満があり、そこを経済危機が襲った。ドイツでも、敗戦によって課された条約への反発はあったが、直接の前件というべきはやはり、1929年の世界恐慌がもたらした経済危機であった。ゆえにアロンは、「暴政が戦争から生じたといえるのは、単にファシズムが生起することのできた気運をもたらした社会的・経済的危機の原因が戦争にあったという限りにおいてである」と結論する⁷²。

この過程を側面から助長したのは社会主義勢力であり、その意味において、現代の暴政には、「社会主義がある種の反革命 *contre-révolution* を招来した」という側面があることをアロンはここで指摘する。かくして、「労働者らに対抗するファシズム政党は、有産階級の大部分からの支持を獲得しながら、非労働者大衆 *masses non ouvrières* を動員」することができたのである⁷³（第3章第

⁷¹ *Ibid.*, p. 293. [強調は引用者による]

⁷² *Ibid.*, pp. 294-5.

⁷³ *Ibid.*, p. 295.

1～2節も参照)。ドイツでは社会主義者らがブルジョワ政府と妥協し、そのもとで統治を行っていたがゆえに、資本主義の危機の責任を帰せられて敗北したが、逆にイタリアの社会主義者らは、頑強な非妥協的態度を貫くことによって挫折した。だが、こうした違いにも関わらず、両者を待ち受けていたのは、暴政という「同一の運命」であった⁷⁴。

(3) 二種の暴政——共産主義とファシズム

アレヴィの第三のテーゼは、「ソヴィエト暴政 tyrannie soviétique」とイタリアやドイツの「反動的暴政 tyrannies réactionnaires」とを同一視するものであり、当時としてはかなり論争的なものであったと考えられる。このテーゼの内容についてアロンは、「ファシズムや共産主義は、その明らかな相違にも関わらず、同様の起源を有し、収斂的な発展をする。すなわち、一方は昂進したナショナリズムから社会主義へと向かい、他方は反乱から出て、権威主義的統治と愛国主義的高揚の体制と至る」と要約している⁷⁵。

このテーゼに関してアロンは、ある意味ではそれは「議論の余地のないものである」と認めたくえで、ファシズムと共産主義の両方をそのなかに含む「暴政」という政体カテゴリーの特徴について以下のように述べている。

二つの事例 [= 独伊のファシズムとソ連の共産主義] のいずれも暴政である。国家権力は絶対であり、いかなる法的ないし実際的な制限も存在しない。単独政党が、人民 *peuple* を代表するというよりも、国家 *État* を国じゅうで代表する。暴君 *un tyran* は全能の権力を我が身に集中させ、一つのイデオロギー、すなわち公式の真理 *vérité officielle* が独断的に教え込まれる⁷⁶。

第3章で見た「革命」の概念が全体主義の歴史的運動としての側面を捉えたものであったのに対し、「暴政」という概念によって記述されるのは政治体制の特徴である。上の引用に示されている通り、暴政とは、①国家権力の絶対性

⁷⁴ *Ibid.*, p. 296.

⁷⁵ *Ibid.*, p. 284.

⁷⁶ *Ibid.*, p. 299.

とそれに対する無制約性を特徴とする体制であり、②そこでは暴君への権力集中が起り、彼の政党のみが国家権力を代表するようになる。③この権力の一元化は、いうなれば真理の一元化をもともなうのであり、ただ一つのイデオロギーが公式の真理としての地位を得る。

だが、このように共通性を認めたのちに、アロンはこれら「二種の暴政 deux sortes de tyrannies」の相違を指摘しており、議論の力点はむしろこちらに置かれているとあってよい。まずあげられるのは、両体制において計画経済が持つ意味の違いである。例えば、共産主義のソ連経済に比べれば、資本主義的な企業や私有財産制を温存するドイツに計画経済を導入する場合には、事態はより複雑にならざるをえない⁷⁷。

この点はまた、1936年当時の「暴政の時代」報告の質疑の際にアロンが提起した議論に従えば、計画経済がいかなる目的を目指すものなのかという問題にも関係している。すなわち、ソ連の計画経済は「生活水準の向上」という「共通の利益」へと向けられうるのに対し、ファシズムのそれは経済的変革を第一義的に志向するものではなく、基本的には「戦争の経済 économie de guerre」であるという。イタリアが計画経済を本格的に採用したのはエチオピア戦争が起こってからであり、ドイツは「戦争の経済を再生産し、国内経済全体をヨーロッパ戦争の準備のために動員する」。かくして、ファシズム暴政 les tyrannies fascistes は、「国内のあらゆる組織を外政の優位 primat de la politique étrangère へと従属させる」のである（第3章第3節（1）も参照）。

このファシズム暴政は、資源の必要性や対外権力の強化を説くイデオロギーに導かれて帝国主義へと向かうが、それとは対照的に、計画経済にとって十分な資源に恵まれたソ連は、外政においては平和的な保守主義をとるであろうとアロンは論じている⁷⁸。1939年の「民主主義国家と全体主義国家」報告のなかで、革命的な全体主義に対し、民主主義は内政的にも外政的にも保守的であると論じられていたことを想起するならば、ここでアロンがソ連の対外政治における基調を「保守的」と区分したことは少なからぬ意味を持つだろう。

ソヴィエト暴政とファシズム暴政とのあいだには、エリートの構成における

⁷⁷ *Ibid.*, pp. 300-1

⁷⁸ Halévy, "L'ère des tyrannies", p. 227; Aron, "L'ère des tyrannies d'Elie Halévy", pp. 300-2.

相違も見出すことができる。生産手段の社会化のために「旧支配階級を破壊」しなければならなかったソ連とは異なり、ドイツやイタリアでは既存の社会構造を温存したうえでエリートの交代がなされたために、知識や経験を有する旧支配エリートを利用することができた⁷⁹。

最後に、共産主義とファシズムのイデオロギー上の相違として、「共産主義は救済宗教 religion de salut の置き換えであり、戯画であるが、ファシズムは人間性を知らない」ということが述べられる。つまりアロンは、すでに見たように共産主義イデオロギーがリベラリズムとは対立するものであることは指摘していたが、それが人間の救済を志向するという意味で積極的意義を有している点は認めており、人間性を知らないファシズムに対する「ソヴィエト体制の優越性」をも指摘していたのである⁸⁰。

戦後に反共知識人として知られるようになるアロンを知る者からすると、上の指摘は意外なものに思われるだろう。実際アロンは、『回想録』のなかで、『暴政の時代』についての論考は、1945年以降に私が行った全体主義体制の分析に近いものがあるが、何よりもソ連に対する寛容さが分析を歪めている」と認める⁸¹。その理由としては、戦前のアロンがまだ完全には左翼的傾向性を脱していなかったという事情も指摘しうるが、それと同じかそれ以上に重要であるのは、『暴政の時代』の書評が発表された1939年4月前後の国際環境であろう。そのことを理解するためにも、次節では時計の針を少し巻き戻し、1933年の夏にアロンがフランスに帰国してから第二次世界大戦が勃発するまでの政治過程について、簡単に振り返っておきたい。

第2節 大戦前夜の政治状況——「欺かれた者たちの時代」

アロンがドイツ留学から帰国し、ル・アーブルに新居を構えた1933年10月に、ドイツは国際連盟からの脱退を通告していた。翌1934年になるとヒトラーは、突撃隊指導者レームやシュトラッサーらを殺害し、加えてシュライヒャーやユングなどの保守派をも殺害することで、党内外の潜在的敵対分子を一掃し（「レーム事件」）、8月のヒンデンブルク死去とともに「総統」の座に着いた。

⁷⁹ *Ibid.*, p. 299, pp. 303-4.

⁸⁰ *Ibid.*, pp. 304-5. [強調は引用者による]

⁸¹ Aron, *Mémoires*, p. 153. (邦訳164頁)

こうした国内権力基盤の強化と並行して、対外政策においてはヴェルサイユ体制の破壊が進められていく。1934年7月のドルフス暗殺事件では国際的孤立を招くものの、35年1月に行われたザール地方の帰属をめぐる住民投票では同地のドイツ復帰が決まり、ヴェルサイユ条約による失地の回復を実現する。そして同年3月には、徴兵制の再導入や空軍創設、平時兵力36師団の設置などを発表して再軍備を宣言するに至っている。

同じ1935年の10月にはイタリアのエチオピア侵攻が起これ、連盟はイタリアを侵略国と認定して規約第16条に基づく制裁を決定する。しかし、この混乱に乗じて今度はドイツがロカルノ条約破棄を宣言し、ラインラントへの進駐を行った（1936年3月）。そして、1936年5月にイタリアはアディス＝アベバを陥落させ、エチオピアの併合を宣言する。制裁は思うような効果をあげず、連盟の威信は損なわれたが、制裁に加わらなかったドイツとイタリアの距離は近づき、10月にはベルリン＝ローマ枢軸が形成される。

不安定化する国際情勢をいっそう流動的なものとした要因の一つにソ連の存在があるだろう。1920年代以降、コミンテルンは、社会民主主義をファシズムと一分派として敵視する「社会ファシズム論」をとってきた（この考えは、1924年のコミンテルン第5回大会で登場し、28年の第6回大会で明確化された）。しかし、ドイツでのナチ体制成立を目撃したのち、コミンテルンは1935年の第7回大会でこの方針を転換し、「人民戦線戦術」を採用するようになる。フランスでは、1934年に右翼団体が起こした騒擾事件（「二月六日事件」）が左翼勢力の結集を促したこともあって、統一戦線を目指す運動が盛り上がりを見せ、1936年春の総選挙で人民戦線派が勝利する。6月にレオン・ブルムを首班とする人民戦線内閣が成立し、共産党はこれに閣外から協力するというかたちをとった。

類似の運動はスペインでも起これ、1936年2月の総選挙で勝利をおさめた人民戦線派が内閣を組織した。しかしここでは、人民戦線政府打倒を目指すフランコら右翼諸勢力の反乱が生じ、衝突は内戦（1936年7月～1939年3月）へと発展していく。イギリスやフランスはこれに不干渉の立場をとるが、イタリアやドイツはフランコ側を支援し、政府側にはソ連が援助を与えたほか、欧米の社会主義者や知識人ら義勇軍も参戦したことで、この内戦は国際化の様相を呈した。

1936年11月には、日本とドイツとのあいだで防共協定が調印され、それは翌

37年11月にはイタリアを加えた三国防共協定となった。1938年3月、ドイツはついにオーストリアの併合を実現し、さらに9月にはチェコスロヴァキアに対してズデーテン地方の割譲を要求。それを受けて英仏独伊間で開かれたミュンヘン会談は同地方のドイツへの割譲を決定した。

ところが、ドイツの領土要求はそれではおさまらず、1939年3月にチェコスロヴァキアの解体を断行したかと思うと、リトアニアにはメーメル地方の返還要求を、ポーランドにはダンツィヒとポーランド回廊の返還要求をそれぞれ突きつけた（4月にはイタリアによるアルバニアの占領も起こっていた）。ここに至って、英仏も宥和政策の限界を認めざるをえなくなり、イギリスがポーランドに対する援助を声明し、ルーマニアやギリシャへの保障を約束すると、フランスもそれに続いた。

このときまでに大戦前夜のヨーロッパ国際政治における対立と結合の構図はほぼ確定しつつあったが、ソ連がいずれの陣営につくかはいまだ不確定であった。こうした状況下で、1939年の春以降、英仏ソ三国間の交渉が本格化していた。しかし交渉は難航し、5月にはソ連外相リトヴィノフが辞職し、ドイツとの関係改善に意欲的であったモロトフがその後釜に座った。ポーランドやルーマニアがソ連に敵対的であったことも、交渉成立を困難にした一因であった。そして、交渉の過程で英仏側への不信と疑惑とを募らせたソ連は水面下でドイツとの接触も試みていた。

アロンが『暴政の時代』の書評を発表する1939年4月前後の国際環境とは、以上のようなものであった。そして、この状況を踏まえるならば、アロンがこの書評において、暴政の概念の下にソヴィエト体制とファシズム体制との共通性を指摘するアレヴィの議論をある程度までは認めつつも、同時に両者の差異を強調し、さらにはファシズムに対する共産主義イデオロギーの相対的優位性にまで言及したとしてもおかしくはない。同年6月の「民主主義国家と全体主義国家」報告についても同様である。この報告でアロンはドイツとイタリアのみを全体主義国家としており、ソ連はそこからは除外されていた。

だが、これらをもって戦前のアロンは反共的ではなかったと断言することはできない。第2章の議論からも窺えるように、アロンがかなり早い段階から共産主義に対して批判の眼差しを向けていたということは明らかだからである。また『暴政の時代』の書評においても、共産主義イデオロギーがリベラリズムと対立するものであり、ソヴィエト体制が暴政であるということは認めていた。

しかし、上述のような政治状況にあつて、戦略的考慮ゆえにアロンがソ連への批判をある程度まで抑制したという可能性は考えられよう。

逆にいえば、1939年8月に独ソ間に不可侵条約が結ばれたとき、かかる抑制要因は取り払われることになる。アロンはすでに「民主主義国家と全体主義国家」報告のなかで独ソ提携の可能性に言及していたものの、それでもこの条約締結が発表されるまでは民主主義諸国とソ連の協力という道を捨ててはいなかったのであろう⁸²。『回想録』ではそのあたりの事情を次のように説明している。

ヒトラー＝スターリン条約は反ファシズム運動をソ連とともに進めてきた左翼と共産主義者を動転させた。個人的には、私は自分の考えや立場を根本的に見直す必要はなかったが、友人関係のために、また第三帝国に対抗するにはソ連の支援が必要だったためになかば押し殺してきた反共主義が爆発した。スターリンと独ソ不可侵条約を告発しない者たちが我慢ならなくなった。[...] たしかに、各種の事件によって西側民主主義諸国とソ連の同盟は復活し、1939年から41年までの幕間は忘れ去られた。私は決してそれを忘れなかった。[...] それを最後に、私はみずからの思考の論理を、躊躇なく徹底的に追求できるようになった⁸³。

この引用から読みとれるのは、独ソ不可侵条約がその後のアロンのソ連評価を相当程度規定したということである。それから約一週間後、ドイツのポーランド侵攻（9月1日）を契機として英仏がドイツに宣戦布告し、第二次世界大戦がはじまる。9月17日には、ソ連もポーランドに兵を進め、東部を占領下に置いた。ソ連はさらに、エストニア、ラトヴィア、リトアニアのバルト三国に相互援助条約の署名を迫り、翌40年7月にはこれらの国々を編入した。一方、西部戦線では1940年の春まで陸上での戦闘は見られず、「奇妙な戦争 la drôle de guerre」と呼ばれる睨み合いの状態が続いていた。

アロンはというと、1939年9月に召集を受け、ベルギー国境近くの気象観測所 OM1へと配属されたが、「[1940年] 5月10日までは暇だった」という。実は

⁸² Aron, “États démocratiques et États totalitaires”, p. 48.

⁸³ Aron, *Mémoires*, p. 158. (邦訳169頁)

アロンは、1937～38年頃から「様々な事件に触発されてマキアヴェリとマキアヴェリズムに関心を抱いていた」ようであり、派遣されたベルギー国境でも「マキアヴェリズムの研究を続けた⁸⁴」。アロンは、1938年から40年5月にかけて書かれたこれらの草稿（以下、「マキアヴェリズム草稿」と総称）を著作にまとめる構想を持っていたらしいが、それは結局、1940年5月以降の敗走に伴う混乱のなかで潰えていった。

したがって、この草稿は未完のままとなったが、それらを紐解くことによって、1939年9月以降にアロンのなかに生じた、微かではあるが重大な変化を見ることができる。第一に、「民主主義国家と全体主義国家」報告の時点では、シニカルなマキアヴェリズムは基本的にはドイツやイタリアの全体主義エリートの特質とされていたのに対し、これらのマキアヴェリズム草稿になると、それがソ連にも関連づけられている⁸⁵。それは、アロンがこの草稿においてマキアヴェリズムを主題化するに至った背景を説明している箇所にも最も鮮明に表れている。すなわち、歴史を振り返ると、マキアヴェリズムをめぐる論争は、カエサルのような支配者が出現し、嘘や虐殺が統治の手法として用いられるたびに繰り返されてきたが、アロン自身は、「ヒトラーやスターリンやムッソリーニの同時代人として、『君主論』や『ディスコルシ』を再読したのであり、マキアヴェリズムの秘密を探し求めた」のだという⁸⁶。

これにも関連して第二に、マキアヴェリズム草稿のなかには、緩やかなかたちではあるものの、全体主義の範疇内にドイツやイタリアと並んでソ連をも分類していると解しうる記述が散見される。例えばアロンは、マキアヴェリズムの理論を検討したのちに、その理論がもたらした歴史的帰結を「全体主義体制

⁸⁴ *Ibid.*, p. 152, p. 162. (邦訳163頁、174頁)

⁸⁵ ただし、アロンは先に言及した『暴政の時代』の書評においてすでに、「共産主義はファシズムと同様の現実主義的シニシズムへとつながりうる」と指摘していた。とはいえ、そこでは同時に「〔共産主義は〕ファシズムほどにはそのことを誇りとするのではない」とも論じており、その点では、現実主義的シニシズムと同義のマキアヴェリズムとソ連を結びつけるマキアヴェリズム草稿との間にはやはり少なからぬ差異がある (Aron, “L'ère des tyrannies d'Elie Halévy”, p. 304)。

⁸⁶ Raymond Aron, “Le machiavélisme de Machiavel”, in *Machiavel et les tyrannies modernes* (Paris: Editions de Fallois, 1993), pp. 59-83, p. 59.

の行動」のなかに読みとろうとするのだが、ここで事例分析の対象となるのはソ連・ドイツ・イタリアの三国である⁸⁷。

さらに第三に、マキアヴェリズム草稿では、「全体主義国家とは何よりもまず一つの政党によって支配される国家のことである」との規定がなされており、一党独裁制が全体主義体制のメルクマールになっている⁸⁸。この理解に従えば、全体主義概念の適用範囲をドイツ・イタリアのみならずソ連へも拡張することは可能であろう。上記の規定はまた、全体主義の本質を「独占的政党体制 *régime de parti monopolistique*」と表現した戦後アロンの全体主義論の萌芽を示すものでもある⁸⁹。

以上のように、独ソ不可侵条約の衝撃はアロンの全体主義論にいくつかの点で重要な変化をもたらすこととなった。では、当時のアロンはその出来事を同時代人としてどのように解釈したのか。そこで鍵となるのが、「欺かれた者たちの時代 *Ère des dupes*」という概念である⁹⁰。マキアヴェリズム草稿の冒頭、アロンは独ソ不可侵条約に触れたうえでこの概念を提示している。

通俗的に用いられている意味でこの語 [=マキアヴェリズムという語] を使うとすれば、我々の時代以上にマキアヴェリ主義的な時代はめったになかった。アルバニアが、教皇の暮らすヨーロッパで最もカトリック的である国 [=イタリア] からの攻撃を受けたのは、聖金曜日 [1939年4月7日] のことである。同じ頃、ソ連はドイツとも西欧民主主義諸国とも交渉を行っていたのだが、それは [みずからの] 協力ないし中立をできるだけ高値で売りさばくためであり、「資本主義列強」のあいだの和解を一切妨げるためであった。こうして、共産主義の宿敵 [ヒトラーのドイツのこと] は、ポーランド (ドイツはこの国と不可侵条約を結んでいた) への侵攻を可能にするという目的のために、ソ連と結んだ。欺かれた者たちの時代である⁹¹。

⁸⁷ Raymond Aron, "Machiavélisme et tyrannies", pp. 119-154, esp. pp. 121-122.

⁸⁸ *Ibid.*, p. 138.

⁸⁹ Raymond Aron, *Démocratie et totalitarisme* (Paris: Editions Gallimard, 1965).

⁹⁰ Aron, "Le machiavélisme de Machiavel", p. 61. [強調は原文]

⁹¹ *Ibid.*, p. 59.

そしてアロンは、「欺かれた者たち」を列挙していく。それはたとえば、「ヒトラーの収容所のなかにいる共産主義者」や「赤いペスト [= 共産主義] からヨーロッパを救うためにスペイン内戦で死んでいったドイツ人」、「集団安全保障と野蛮なファシズムへの抵抗を支持したフランスの共産主義者」などである。共産主義とファシズムがいとも簡単に和解しうるのだとすれば、彼らの払った犠牲とはいったい何のためのものであったのか。「欺かれた者たち」の時代という言葉に込められていたのは、そういう歴史の悲劇性のニュアンスであろう。

歴史が個々の人間を犠牲としながら発展するということが自体は一般的な事実である。これについてアロンは、1938年の『歴史哲学序説』のなかで次のように書いている。

個々の人間は、その人自身にとって、数人の他者にとって、そしてときには人類全体にとって、独自で代替不可能な存在である。それにも関わらず、歴史はぞっとするようなかたちでこれらの個人を消費する。暴力が社会変革に必要とされる限り、この消費を避ける術は見当たらない。人間は歴史の目的のための手段として犠牲にされる⁹²。

しかし、マキアヴェリズムに特異であるのは、こうした目的による手段の正当化を極限まで押し進める一方で、やがてそれが一種のニヒリズムへと陥ってしまう点である。すなわちこの教義は、政治的目的のための手段として力の重要性を強調するが、この手段はいつの間にか高次の目的による方向づけを失い、力自体が自己目的化するに至る。その結果、国家権力が至上目的と化し、そのために支配エリートは大衆を手段として利用する。この意味において、マキアヴェリズムは「大衆への軽蔑」を内包した教義なのである。

アロンは全体主義体制のなかにこのようなマキアヴェリズムを見てとった。それはあくまでも通俗化されたマキアヴェリズムであって、マキアヴェリ本人の思想とは切り離して考えなければならない⁹³。それでも、すでに後者のなか

⁹² Raymond Aron, *Introduction à la philosophie de l'histoire: Essai sur les limites de l'objectivité histoire* (Galimard, [1938] 1986), p. 425. (アロン [霧生和夫訳] 『歴史哲学入門』(荒地出版社、1971年)、407頁)

⁹³ ここでいう通俗化されたマキアヴェリズムとは、マキアヴェリの思想のなか

に前者を誘発する種が胚胎されていた可能性は指摘できよう。そしてその可能性を発展させてマキアヴェリズムを全体主義理論にまで高めた人物がパレートであり、アロンはこの二人の思想を通じて、マキアヴェリズムを分析しようとしたのであった。

に、権力を獲得・維持・拡大する政治的技術（すなわち暴政の技術）や権謀術数以上のものを見ず、共和政や自由を評価・希求したマキアヴェリという側面を無視ないし過小評価する、単純な権力政治観のことを指している（詳しくは、第4章第3節を参照）。